

労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/生産性向上助成）支給申請書

年 月 日

労働局長 殿

事業主 所在地 〒  
 名 称  
 代表者氏名

代理人 所在地 〒  
 名 称  
 氏 名

(提出代行者・ 所在地 〒  
 事務代理者) 名 称  
 社会保険労務士 氏 名

労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/生産性向上助成）の支給を受けたいので、別紙を添付の上次のとおり申請します。

1 雇用保険適用事業所番号	— —		
2 中途採用計画期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
3 生産性要件の確認	① 中途採用計画の初日の属する会計年度の前年度の生産性	年度	円
	② ①の3年度後の会計年度の生産性	年度	円
	③ ①と②の会計年度を比較した生産性の伸び(②-①/①)	%	
4 3①の会計年度の初日から3②の会計年度の末日の間における、事業主都合による解雇等(退職勧奨を含む。)の有無	有		無
5 上記2の期間に雇い入れた対象中途採用者について、労働移動支援助成金(中途採用拡大コース/中途採用拡大助成)の支給決定日以降、本支給申請日までに事業主都合による解雇等(退職勧奨を含む。)の有無	有		無
6 国・地方公共団体の補助金等の申請の有無	有	(名称: )	無
7 申請に関する担当者	所属	電話番号	
	氏名	FAX 番号	

※ 処理欄 (労働局使用)	受理年月日	年 月 日	支給決定番号	年 月 日		
	起案年月日	年 月 日	支給決定額	円		
	支給(不支給)決定年月日	年 月 日	通知書発送年月日	年 月 日		
※ 決裁欄 (労働局使用)	局長	部長	課長	課長補佐	係長	担当
※ 決裁欄 (安定所使用)	所長	部長・次長	課長・統括	上席・係長	職業指導官	担当

## 様式第 11 号 (裏面)

### 【提出上の注意】

この様式は、労働移動支援助成金(中途採用拡大コース/生産性向上助成)の支給を受けようとする場合に、1の申請期限までに、2の書類を添えて事業所の所在地を管轄する労働局に提出してください。支給申請期限を過ぎると申請書を受理できず、本助成金の支給はできません。

#### 1 支給申請期限

労働移動支援助成金(中途採用拡大コース/中途採用拡大助成)の中途採用拡大に取り組む期間(中途採用計画期間)の初日の属する会計年度の前年度(以下「基準年度」という。)の3年後の会計年度の末日の翌日から起算して5か月以内

- (例) 中途採用計画期間 : 平成 30 年 5 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日  
基準年度 : 平成 29 年度 (平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日)  
3 年度後の会計年度 : 令和 2 年度 (令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日)  
支給申請期間 : 令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 8 月 31 日

なお、中途採用拡大助成のうち、「中途採用率向上」の中途採用計画期間を2年又は3年に延長した場合であって、上記の生産性向上助成の支給申請期限が中途採用拡大助成の支給申請の期限より前に到来する場合は、中途採用拡大助成の支給申請と併せて中途採用拡大助成の支給申請期限(中途採用計画の終了日の6か月後の日の翌日から起算して2か月以内)までに管轄労働局長に提出してください。

#### 2 申請に必要な書類

- (1) 労働移動支援助成金(中途採用拡大コース/生産性向上助成)対象中途採用者一覧(様式第13号)
- (2) 労働移動支援助成金(中途採用拡大コース/中途採用拡大助成)支給決定通知書(様式第10号)の写し
- (3) 対象労働者に賃金が支払われていたことを確認するための書類(賃金台帳等)(対象労働者の雇入れ日から支給申請日までのもの(支払い期日が到来していないものを除く。))
- (4) 対象労働者に適用される雇用管理制度が確認出来る書類(採用規程、就業規則、賃金規程、能力評価規程等)
- (5) 支給要件確認申立書(共通要領様式第1号)
- (6) 生産性要件算定シート(共通要領様式第2号)
- (7) 生産性要件算定シート(共通要領様式第2号)の算定の根拠となる書類(損益計算書、総勘定元帳等)
- (8) その他管轄労働局長が必要と認める書類

### 【記入上の注意】

- 1 各欄とも、この支給申請書の申請日における現況を記入してください。
- 2 事業主が自ら申請を行う場合は、事業主の氏名等の記載が必要です。
- 3 申請者が代理人の場合は、事業主が代理人に対し、本助成金の申請手続きについての権限を委任したことを証明する委任状を提出してください。この場合、「代理人」の欄に代理人の氏名等の記載を行うとともに、「事業主」の欄は代理する事業主等の住所及び氏名を記載してください。  
また、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者の場合は、「(提出代行者・事務代理者)社会保険労務士」欄に申請者の氏名等について記載をするとともに、「事業主」の欄は事業主の氏名等を記載してください。
- 4 1欄は、申請事業所の雇用保険適用事業所番号を記入してください。
- 5 2欄は、「労働移動支援助成金(中途採用拡大コース/中途採用拡大助成)中途採用計画(変更)届」(以下「中途採用計画(変更)届」という。)(様式第1号)により届け出た中途採用計画の期間を記載してください。
- 6 3欄は、生産性及び生産性の伸び率について、「生産性要件算定シート」(共通要領様式第2号)から転記してください。  
3①欄: 中途採用計画の初日の属する会計年度の前年度の生産性(「生産性要件算定シート」のA欄(3))を記載。  
3②欄: 3①欄の3年度後の会計年度の前年度の生産性(「生産性要件算定シート」のB欄(3))を記載。  
3③欄: 生産性要件算定シートの「(4) 生産性の伸び」欄を記載。
- 7 4欄は、生産性の算定期間中(※)に、事業所において雇用する雇用保険被保険者を事業主都合による解雇等(退職勧奨を含む。)したことがあるかどうかについて、該当箇所に「○」を付けてください。「有」の場合は本助成金の支給を受けることはできません。  
(※) 直近の会計年度 : 平成 29 年度 (平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日)  
3 年度後の会計年度 : 令和 2 年度 (令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日)  
の場合、平成 29 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日の間。
- 8 5欄は、中途採用計画の期間に雇い入れた中途採用者について、労働移動支援助成金(中途採用拡大コース/中途採用拡大助成)の支給決定日以降、本支給申請の日までに事業主都合による解雇等(退職勧奨を含む。)したことがあるかどうかについて、該当箇所に「○」を付けてください。「有」の場合は本助成金の支給を受けることはできません。  
(注) 対象中途採用者は、中途採用計画に基づき2欄の中途採用計画期間に雇い入れた者であって、①～④のいずれにも該当する者をいいます。  
①申請事業所において、中途採用者として雇い入れられた者であること。  
②一般被保険者又は高年齢被保険者として雇い入れられた者であること。  
③期間の定めのない労働者(パートタイム労働者を除く)として雇い入れられた者であること。  
④(中途採用拡大助成において、45歳以上初採用の支給を受けた場合)、雇入れ時の年齢が45歳以上であること。
- 9 6欄は、本助成金以外で国・地方公共団体からの補助金等を受けているかどうか、もしくは、申請する予定があるかどうかにつ

いて、該当箇所「○」を付けてください。「有」の場合は受給している（受給する）補助金等の具体的な名称を記入してください。なお、欄に記入しきれない場合は、別紙（様式任意）にまとめてください。

10 7欄は、本助成金の申請に関して、労働局との質疑応答が可能な方（代理人等の場合は代理人等）を記入してください。

11 「※処理欄」及び「※決裁欄」には記入しないでください。

#### 【不支給要件】

以下のいずれかに該当する事業主に対しては、本助成金の支給を行いません。

- 1 支給申請書の提出日から起算して過去5年の間に雇用保険二事業に係る助成金等に係る不正受給を行った事業主であること。
- 2 支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納入していない事業主であること。
- 3 支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に労働関係法令の違反を行った事業主であること。
- 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定する接待飲食等営業（同条第1項第1号又は第2号に該当するものに限る。以下同じ。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業に限る。）を行っている事業主であること。
- 5 暴力団関係事業主等（以下の（1）又は（2）に該当する者をいう。）であること。
  - (1) 暴力団が実質的に経営を支配する事業主等  
事業主等又は事業主等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所等の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
  - (2) 暴力団が実質的に経営を支配する事業主等に準ずる事業主等
    - a 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている事業主等
    - b 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業主等
    - c 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている事業主等
    - d 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業主等
- 6 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体等に属している事業主又は事業主の役員（事業主が個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所等の代表者）
- 7 支給申請日の時点で倒産（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第35条第1号に規定する倒産をいう。）している事業主（再生手続開始の申立て（民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てをいう。以下同じ。）又は更生手続開始の申立て（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立てをいう。以下同じ。）を行った事業主であって、事業活動を継続する見込みがある者を除く。）であること。

#### 【その他】

- 1 管轄労働局長は、本助成金の支給に関して必要があると認めるときは、調査又は報告を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。なお、調査又は報告の際に求められた書類等を提出できない場合には、本助成金の支給を行いません。
- 2 本助成金の申請に当たって管轄労働局に提出した書類等については、本助成金の支給日が属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管してください。
- 3 偽りその他不正の手段により本助成金の支給を受けた場合は、支給した本助成金の全部又は一部を返還していただきます。返還に関しては、受給した日の翌日から返還を終了する日までの期間に対し、年3%の利息を付すとともに、当該返還金額の2割に相当する額を請求します。
- 4 偽りその他不正の手段により本助成金の支給を受け、又は受けようとした事業主については、一定期間において雇用保険法に基づく助成金等の申請ができなくなります。